

民間社会福祉施設等職員共済制度システム改修業務
ヒアリング審査基準書

審査項目	詳細項目	着眼点	配点 (1名分)
業務実績	事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実績件数が十分である ・事業実績が本システム改修業務と類似している ・運用保守の実績期間が十分である 	10
提案内容評価	工夫・積極性	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の趣旨や内容を理解しているか ・提案者の強みや実績を活かした工夫(独創性)がみられるか ・積極性があり前向きな提案がみられるか 	10
	拡張性	<ul style="list-style-type: none"> ・将来的に見込まれる制度変更や新制度の追加等にも対応可能な拡張性を備えた内容となっているか 	10
	操作性	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者にとって使いやすくわかりやすいデザインになっているか ・管理者側も操作しやすく効率的に運用しやすいシステムとなっているか ・ヘルプ機能が適切に設けられているか ・入力フォーム等がわかりやすいか ・通知事項が適切に伝達される仕組みになっているか 	10
	セキュリティ対策・データ保全	<ul style="list-style-type: none"> ・申請データ等の個人情報を含むデータについて、具体的かつ十分なセキュリティ体制が確保されているか ・特に利用者側からの直接アクセスを遮断する方式を採用してのセキュリティ体制が実施されているか ・データバックアップ体制について具体的かつ十分な方針が定まっているか 	10
	スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・仮運用並びに正式運用開始に合わせた、準備作業、研修、最終調整等を含めたスケジュールが具体的かつ詳細に定まっているか。 ・追加事項や社協側との定期的な打合せを含め、トラブルを想定して柔軟に対応できるよう計画されているか 	10
保守・サポート体制	導入計画	<ul style="list-style-type: none"> ・データ移行、不具合修正、最終調整などを含めたシステム導入の方針が定まっているか ・正式運用開始前に利用者が十分に利用開始できるような研修計画が定まっているか ・管理者側に対する利用開始支援の計画が定まっているか 	10
	運用保守	<ul style="list-style-type: none"> ・システム障害発生時の対応について具体的な方針が定まっているか ・ケースに応じた障害対応の仕組み、想定が十分に取られているか ・専任担当者による問い合わせ対応の仕組みが整っているか ・遠隔操作などにより、柔軟な対応が可能であるか 	10
見積費用	初期費用の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容に対する積算経費は適正であるか (提案内容を簡略化して経費を抑えたりしていないか) (本体価格が安価な代わりに追加費用が発生したりしていないか) 	10
	運用費用の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容に対する保守経費は適正であるか (年間保守経費は開発経費の10%以内に収まっているか) (保守内容は必要十分な対応が追加費用なしに行える内容になっているか) 	10
合計			100

●審査方法

- ・四つの審査項目を設け、各項目の詳細について個別に評価を行う
- ・各審査項目毎に配点を割り振り、5名の合計で評価を行う
- ・評価の合計点は5名で合計500点とする(100×5名)
- ・評価の合計点が最も高い者を受託候補者とする

民間社会福祉施設等職員共済制度システム改修業務
事前審査項目

大項目	詳細項目	確認項目	不適格事由
会社概要	経営状況の確認	会社概要及び決算書を基に、開発及び10年継続の保守が行える経営状況の確認を行う	会計士による確認を行い、問題があると判断された場合
提案内容	機能要件の実現	別途【機能要件一覧】に記載の各項目が実現できているか確認する	実現不可項目がある場合
	仕様書要件の確認	仕様書記載の【2】～【6】各要件について確認する	明確に実現できない項目がある場合
見積内容	本体価格の見積	本体価格の見積について確認する	本体価格が9000万を超過している、もしくは追加費用などにより結果的に9000万を超過する事が明らかである場合
	保守費用の見積	保守費用の見積について確認する	保守費用が開発費の10%を超過している。もしくは追加費用などにより10%を超過する事が明らかである場合

●確認方法

- ・提出された各種書類に基づき、事前審査を行う
- ・不適格事由に該当すると判断された場合のみ不可とし、ヒアリング前に通達する
- ・確認事項であるため採点対象にはならない